

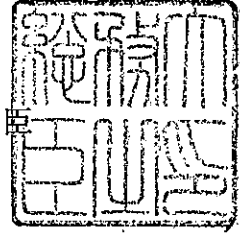


別 添

総 統 労 第 104 号
平 成 22 年 10 月 7 日

総 務 大 臣 殿

総 務 大 臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に關係書類を添えて、申請します。

記

社会生活基本調査

主管部課	総務省統計局統計調査部国勢統計課 労働力人口統計室
事務担当者	永井 恵子 電話 03(5273)1163 e-mail k.nagai@soumu.go.jp



申請事項記載書

- 1 調査の名称
社会生活基本調査

- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める者 (1) 数</p> <p>調査票 A 約<u>79,000</u>世帯及びその10歳以上の世帯員約190,000人(母集団の大きさ 約<u>5000</u>万世帯、約 1 億<u>1600</u>万人)</p> <p>調査票 B 約<u>5,000</u>世帯及びその10歳以上の世帯員約10,000人(母集団の大きさ 約<u>5000</u>万世帯、約 1 億<u>1600</u>万人)</p>	<p>4 報告を求める者 (1) 数</p> <p>調査票 A 約<u>76,000</u>世帯及びその10歳以上の世帯員約190,000人(母集団の大きさ 約<u>4700</u>万世帯、約 1 億<u>1500</u>万人)</p> <p>調査票 B 約<u>4,000</u>世帯及びその10歳以上の世帯員約10,000人(母集団の大きさ 約<u>4700</u>万世帯、約 1 億<u>1500</u>万人)</p>	<p>1 世帯当たり10歳以上世帯人員の減少に伴い、前回並みの標本数を確保するため、世帯数を拡大</p>

<p>(2) 選定の方法(全数 無作為抽出 有意抽出)</p> <p>報告を求める世帯(以下「調査世帯」という。)は、第1次抽出単位を平成17年国勢調査調査区(以下「調査区」という。)とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法により選定する。</p> <p>第1次抽出では、47都道府県ごとに人口に基づく確率比例系統抽出により、全国で6,976調査区を抽出する。調査票Aに係る調査区と調査票Bに係る調査区は、独立に抽出を行い、調査区数はそれぞれ6,584及び392とする。</p> <p>第2次抽出では、等確率系統抽出により、各調査区から12世帯を抽出する。</p> <p>なお、「1日の生活時間」に関しては、曜日ごとの結果を集計するため、標本調査区を無作為に八つのグループに分け、グループごとに10月15日から10月23日までの9日間のうち連続する2日間を調査日として選定する(詳細は別添1のとおり)。</p>	<p>(2) 選定の方法(全数 無作為抽出 有意抽出)</p> <p>報告を求める世帯(以下「調査世帯」という。)は、第1次抽出単位を平成12年国勢調査調査区(以下「調査区」という。)とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法により選定する。</p> <p>第1次抽出では、47都道府県ごとに人口に基づく確率比例系統抽出により、全国で6,696調査区を抽出する。調査票Aに係る調査区と調査票Bに係る調査区は、独立に抽出を行い、調査区数はそれぞれ6,344及び352とする。</p> <p>第2次抽出では、等確率系統抽出により、各調査区から12世帯を抽出する。</p> <p>なお、「1日の生活時間」に関しては、曜日ごとの結果を集計するため、標本調査区を無作為に八つのグループに分け、グループごとに10月14日から10月22日までの9日間のうち連続する2日間を調査日として選定する(詳細は別添1のとおり)。</p>	<p>利用できる最新の国勢調査の調査区情報を使用するため、変更</p> <p>1世帯当たり10歳以上世帯人員の減少に伴い、前回並みの標本数を確保するため、調査区数を拡大</p> <p>調査日の変更に伴う変更</p>
--	--	---

<p>(3) 報告義務者</p> <p>後記 5 (1) に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記 5 (1) <u>に掲げる事項については調査世帯の10歳未満の世帯員が、後記 5 (1) に掲げる事項については調査世帯の10歳以上の世帯員が、後記 5 (1) に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記 5 (1) に掲げる事項については調査世帯の60歳以上の世帯員が、後記 5 (1) に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。</u></p> <p>調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前記 の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。</p> <p>前記 及び の規定による報告は、調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。</p> <p><u>ただし、調査票 B の報告を求められる調査世帯については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。</u></p>	<p>(3) 報告義務者</p> <p>後記 5 (1) に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記 5 (1) <u>に掲げる事項については調査世帯の10歳以上の世帯員が、後記 5 (1) に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記 5 (1) に掲げる事項については調査世帯の60歳以上の世帯員が、後記 5 (1) に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。</u></p> <p>調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前記 の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。</p> <p>前記 及び の規定による報告は、調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。</p>	<p>調査事項の変更に伴う変更</p> <p>調査票 B における、オンライン調査の導入に伴う記述を追加</p>
--	--	--

<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査は、調査票A(別添2)及び調査票B(別添3)により、以下の事項を調査する。</p> <p>ただし、<u>調査票A</u>については、<u> </u>の<u>エ</u>の事項、<u>調査票B</u>については、<u> </u>の<u>オ</u>~<u>ケ</u>、<u> </u>の<u>ウ</u>、<u>ク</u>、<u> </u>の<u>セ</u>及び<u> </u>の事項を除く。</p> <p>すべての世帯員に関する事項</p> <p>ア 世帯主との続柄</p> <p>イ 出生の年月又は年齢</p> <p>ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況</p> <p><u> </u> 10歳未満の世帯員に関する事項</p> <p><u> </u> 育児支援の利用の状況</p> <p><u> </u> 10歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 男女の別</p> <p>ウ 配偶の関係</p> <p><u>エ</u> 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査は、調査票A(別添2)及び調査票B(別添3)により、以下の事項を調査する。</p> <p>ただし、調査票Bについては、<u> </u>の<u>カ</u>~<u>サ</u>、<u> </u>の<u>イ</u>、<u>オ</u>、<u>キ</u>~<u>ケ</u>及び<u> </u>の事項を除く。</p> <p>すべての世帯員に関する事項</p> <p>ア 世帯主との続柄</p> <p>イ 出生の年月又は年齢</p> <p>ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況</p> <p><u> </u> 10歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 男女の別</p> <p>ウ 配偶の関係</p> <p><u>エ</u> <u>介護の状況</u></p> <p><u>オ</u> 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況</p> <p><u>カ</u> インターネットの利用の状況</p>	<p>調査事項の変更に伴う変更</p> <p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応、「新成長戦略」が掲げるワーク・ライフ・バランスの分析などに資する観点から調査事項を追加し、重要度の低まった調査事項を削除</p>
--	---	---

<p> <u>オ</u> 学習・研究活動の状況 <u>カ</u> ボランティア活動の状況 <u>キ</u> スポーツ活動の状況 <u>ク</u> 趣味・娯楽活動の状況 <u>ケ</u> 旅行・行楽の状況 <u>コ</u> 生活時間配分及び天候 <u>ク</u> 15歳以上の世帯員に関する事項 <u>ア</u> 介護の状況 <u>イ</u> 就業状態 <u>ウ</u> 就業希望の状況 <u>エ</u> 従業上の地位 <u>オ</u> 勤務形態 <u>カ</u> 年次有給休暇の取得日数 <u>キ</u> 仕事の種類 <u>ク</u> 所属の企業全体の従業者数 <u>ケ</u> ふだんの1週間の就業時間 <u>コ</u> 希望する1週間の就業時間 <u>サ</u> 通勤時間 <u>シ</u> ふだんの健康状態 <u>ス</u> 仕事からの年間収入 </p>	<p> <u>キ</u> 学習・研究活動の状況 <u>ク</u> ボランティア活動の状況 <u>ケ</u> スポーツ活動の状況 <u>コ</u> 趣味・娯楽活動の状況 <u>サ</u> 旅行・行楽の状況 <u>シ</u> 生活時間配分及び天候 <u>ク</u> 15歳以上の世帯員に関する事項 <u>ア</u> 就業状態 <u>イ</u> 就業希望の状況 <u>ウ</u> 従業上の地位 <u>エ</u> 仕事の種類 <u>オ</u> 所属の企業全体の従業者数 <u>カ</u> ふだんの1週間の就業時間 <u>キ</u> 通勤時間 <u>ク</u> 週休制度 <u>ケ</u> 連続した休暇の取得の状況 </p>	
--	--	--

<p> <u> </u> 60歳以上の世帯員に関する事項 子の住居の所在地 <u> </u> 世帯に関する事項 ア 世帯の種類 イ 10歳以上の世帯員数 ウ 10歳未満の世帯員数 エ 住居の種類 オ 自家用車の所有の状況 カ 世帯の年間収入 キ 介護支援の利用の状況 ク 不在者の有無 (2) 基準となる期日又は期間 調査は、実施年の10月20日現在によって行う。 ただし、生活時間の配分についての調査は、実施年の10月15日から10月23日までの9日間のうちから、調査区ごとに、総務大臣が定める2日間とする。 生活行動(学習・研究活動の状況、ボランティア活動の状況、スポーツ活動の状況、趣味・娯楽活動の状況、旅行・行楽の状況)について </p>	<p> <u> </u> 60歳以上の世帯員に関する事項 子の住居の所在地 <u> </u> 世帯に関する事項 ア 世帯の種類 イ 10歳以上の世帯員数 ウ 10歳未満の世帯員数 エ 住居の種類 オ <u>居室の数</u> カ 自家用車の所有の状況 キ 世帯の年間収入 ク 介護支援の利用の状況 ク 不在者の有無 (2) 基準となる期日又は期間 調査は、実施年の10月20日現在によって行う。 ただし、生活時間の配分についての調査は、実施年の10月14日から10月22日までの9日間のうちから、調査区ごとに、総務大臣が定める2日間とする。 生活行動(<u>インターネットの利用の状況</u>、学習・研究活動の状況、ボランティア活動の状況、スポーツ活動の状況、趣味・娯楽活動の状況、 </p>	<p> 生活時間の調査日は曜日で規定しているため、年による曜日の違いに合わせて変更 調査事項の変更に伴う変更 </p>
---	--	--

<p>は、過去1年間の状態を調査する。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (2) 調査方法(調査員調査 郵送調査 <input type="checkbox"/> オンライン調査 その他(<input type="checkbox"/>))</p> <p>統計調査員</p> <p>ア 都道府県知事は、統計調査員として指導員及び調査員を置く。</p> <p>指導員及び調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。</p> <p>イ 前記アの規定にかかわらず、指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。</p> <p>ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導</p>	<p>旅行・行楽の状況)については、過去1年間の状態を調査する。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (2) 調査方法(調査員調査 郵送調査 <input type="checkbox"/> オンライン調査 その他(<input type="checkbox"/>))</p> <p>統計調査員</p> <p>ア 都道府県知事は、統計調査員として指導員及び調査員を置く。</p> <p>指導員及び調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。</p> <p>イ 前記アの規定にかかわらず、指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。</p> <p>ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導</p>	<p>調査世帯が調査票に回答しやすく、提出しやすい調査方法とするため、調査票Bにおけるオンライン調査を追加</p>
---	--	---

<p>員が当該事務を行うものとする。</p> <p>調査の方法 調査は、調査員（前記 ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。）が調査世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。</p> <p><u>ただし、前記4（3）ただし書記載による場合には、総務省が、政府統計共同利用システムから当該世帯に係る報告を求める事項を入手する。</u></p> <p>7 報告を求める期間 （2）調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成23年10月6日～10月29日</p> <p>8 集計事項 次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計する（詳細は別添4のとおり） 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻</p>	<p>員が当該事務を行うものとする。</p> <p>調査の方法 調査は、調査員（前記 ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。）が調査世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。</p> <p>7 報告を求める期間 （2）調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成18年10月7日～10月26日</p> <p>8 集計事項 次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計する（詳細は別添4のとおり） 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻</p>	<p>オンライン調査の導入に伴う記述を追加</p> <p>調査日の変更に伴う変更及びオンライン調査の導入に伴い、調査票の提出状況の把握に時間を要することから、調査の実施期間を延長</p>
--	---	---

<p>に関する事項</p> <p>学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・行楽の状況に関する事項</p>	<p>に関する事項</p> <p><u>インターネットの利用の状況</u>、学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・行楽の状況に関する事項</p>	<p>調査事項の変更に伴う変更</p>
--	---	---------------------